

消費税の経費処理(税抜経理方式)

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、合計20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・ 設備投資総額に対する消費税100百万円のうち、課税売上割合である10%分の10百万円が税額控除
- ・ 残りの非課税売上割合である90%の90百万円が控除対象外消費税(繰延消費税として資産計上)
- ・ 繰延消費税の90百万円 $\times 12/60 \times 1/2$ (初年度のみ) = 9百万円を償却
次年度以降は90百万円 $\times 12/60$ = 18百万円を償却

単位:百万円

	初年度	次年度以降
益金	7,000	7,000
損金	5,009	5,018
(消費税償却分)	(9)	(18)
所得金額	1,991	1,982
法人実効税率40%	796.4	792.8
(法人実効税額減少分)	(▲3.6)	(▲7.2)

取引の対価の額と消費税等の額とを区分して経理

単位:百万円

項目	金額
(税額控除	10)
控除対象外消費税	90
法人実効税額減少分(累計)	▲36

前提：消費税率5%、法人実効税率40%、総額20億円（税抜き）の設備投資を行った場合

単位：百万円

(1) 課税売上割合100%

益金	7,000
損金	5,000
(消費税償却分)	(0)
所得金額	2,000
法人実効税率40%	800
(法人実効税額減少分)	—

項目	金額
(税額控除)	100
控除対象外消費税	0
法人実効税額減少分(累計)	0

課税売上割合100%なのでそもそも控除対象外消費税が発生しない。

(2) 課税売上割合50%

	初年度	次年度以降
益金	7,000	7,000
損金	5,005	5,010
(消費税償却分)	(5)	(10)
所得金額	1,995	1,990
法人実効税率40%	798	796
(法人実効税額減少分)	(▲2)	(▲4)

単位：百万円

項目	金額
(税額控除)	50
控除対象外消費税	50
法人実効税額減少分(累計)	▲20

課税売上割合50%なので控除対象外消費税50百万円が発生し、最終的に消費税の償却により法人税等が20百万円減少する。

(3) 課税売上割合0%

	初年度	次年度以降
益金	7,000	7,000
損金	5,010	5,020
(消費税償却分)	(10)	(20)
所得金額	1,990	1,980
法人実効税率40%	796	792
(法人実効税額減少分)	(▲4)	(▲8)

単位：百万円

項目	金額
(税額控除)	0
控除対象外消費税	100
法人実効税額減少分(累計)	▲40

課税売上割合0%なので控除対象外消費税100百万円が発生し、最終的に消費税の償却により法人税等が40百万円減少する。

【参考】医療機関等の法人税率

区分	設立主体例	法人税率(※4、5)		備考
		医療保健業	医療保健業以外	
A	株式会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人(※1)、公益財団法人(※1)	25.5%		
B	医療法人	25.5%	附帯業務は25.5%	収益事業は不可
C	特定医療法人(※2)	19%	附帯業務は19%	収益事業は不可
D	社会医療法人(※3)、学校法人、社会福祉法人	非課税	19%	
E	国、地方公共団体、独立行政法人	非課税		

※1 公益社団法人、公益財団法人は、公益目的事業について非課税。

※2 特定医療法人とは、財団又は出資持分なしの社団の医療法人のうち、その事業内容と運営の面で公益性が高いものとして租税特別措置法第67条第2項に基づく国税庁長官の承認を受けた法人

※3 社会医療法人とは、財団又は出資持分なしの社団の医療法人のうち、救急医療等確保事業に係る業務を行う法人として都道府県知事の認定を受けた法人

※4 法人税率の時点はH24年4月1日以降とする。

※5 この他、中小法人（普通法人（株式会社・医療法人等）では資本金等1億円以下など）等の軽減税率（所得金額のうち年額800万円までの軽減税率）、復興特別法人税率（H24年度から3年間10%）がある。

消費税の経費処理(税抜経理方式)

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- 設備投資総額に対する消費税100百万円のうち、課税売上割合である10%分の10百万円が税額控除
- 残りの非課税売上割合である90%の90百万円が控除対象外消費税(繰延消費税として資産計上)
- 繰延消費税の90百万円 $\times 12/60 \times 1/2$ (初年度のみ) = 9百万円を償却
次年度以降は90百万円 $\times 12/60$ = 18百万円を償却
- 繰延消費税として、所得金額が抑えられる分、法人税率に応じて、法人税が軽減される。
 A・B 法人税率25.5%の場合 90百万円 $\times 25.5\%$ = 22.95百万円
 C 法人税率19%の場合 90百万円 $\times 19\%$ = 17.1百万円
 D・E 法人税率 0%の場合 90百万円 $\times 0\%$ = 0百万円

単位:百万円

単位:百万円

		課税売上割合 100%の場合	課税売上割合10%の場合		項目	金額
			初年度	次年度以降		
消費税	益金	7,000	7,000	7,000	(税額控除)	10
	損金	5,000	5,009	5,018	控除対象外消費税	90
	(消費税償却分)	0	(▲9)	(▲18)		
法人税	所得金額	2,000	1,991	1,982	A・B法人税額減少分(累計)	▲23
	A・B(法人税率25.5%)	510.0	507.7	505.4	C法人税額減少分(累計)	▲17.1
	(法人税額減少分)	—	(▲2.3)	(▲4.6)	D・E法人税額減少分(累計)	0
	C(法人税率19%)	380.0	378.3	376.6		
	(法人税額減少分)	—	(▲1.7)	(▲3.4)		
	D・E(法人税率0%)	0	0	0		